

佐川町山野草マークの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、佐川町が著作権を有する「佐川町山野草マーク」の利用に際し、必要な事項を定め、もって牧野公園をはじめとする佐川町の山野草を用いて佐川町を盛り上げ、佐川町のPRを図ることを目的とする。

(利用許諾申請)

第2条 佐川町山野草マークを利用しようとする者（以下、「申請者」という）は、あらかじめ、別記「佐川町山野草マークの利用についての誓約書」（以下、「誓約書」という）に掲げる全ての条件を承知のうえ、佐川町山野草マーク利用許諾申請書（様式第1号）を町長に提出し、許諾を受けなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(利用許諾)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査をし、第1条の目的に適合すると認めたときは、佐川町山野草マーク利用許諾通知書（様式第2号）を申請者に交付する。山野草マークの利用を認めないときは、その旨を申請者に通知する。

(利用料金)

第4条 山野草マークの利用料金は、無料とする。

(完成品の提出)

第5条 佐川町山野草マークの利用許諾を受けた者（以下、「利用者」という）は、許諾を受けた山野草マークの利用状況等について、制作物の完成後、遅滞なく町長に報告しなければならない。

2 町長の求めにもかかわらず、適切な理由もなく前項の報告を行わない場合は、利用の許諾を取り消すものとする。

(許諾の取消し)

第6条 町長は、前条第2項の他、山野草マークの利用が、誓約書に記載されている内容に違反していると認められる場合には、当該許諾の取消しをすることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。